

10-2 市民所得の分配

(単位：100万円)

年次	市町村民所得 (要素費用表示)	1. 雇用者報酬	2. (1)財産所得 受取	(控除) (2)財産所得 支払	(3)財産所得 純受取	3. 企業所得
	1 + 2 (3) + 3				2 (1) - (2)	
平成23年度	783,164	570,891	53,215	4,834	48,381	163,891
24	779,929	563,254	51,235	4,805	46,430	170,244
25	805,013	564,696	51,786	4,688	47,097	193,219
26	802,278	584,659	53,162	4,736	48,427	169,192
27	822,136	590,485	54,500	4,471	50,029	181,622
28	834,820	600,567	53,590	4,333	49,257	184,997
29	852,008	619,290	54,474	4,172	50,302	182,416
30	849,812	627,104	53,116	3,791	49,325	173,383
令和元年度	844,293	634,029	51,224	3,227	47,997	162,266

資料：福岡県オープンデータサイト「市町村民経済計算（平成27年基準）」

※「市民所得」とは、市内居住者が1年間に受け取った所得を生産の行われた場所のいかんを問わず把握するものである。この場合の居住者とは、人だけではなく、法人企業や政府機関など全般に適用される概念である。また、生産活動において労働、資本、土地などの生産要素を提供することの対価として、市内居住者（企業を含む）に分配される付加価値の総額で、賃金、利子、地代、企業利潤などの所得から形成され、雇用者報酬、財産所得（非企業部門）、企業所得に分けられる。

※「雇用者報酬」とは、労働を提供した雇用者への分配額を指すもので、賃金・俸給（賃金、給料、手当など現金で支払われるものや給与住宅差額家賃などの現物給与を含む）と雇主の社会負担（雇主の社会保障基金や年金基金への負担額、退職一時金など）で構成される。なお、雇用者とは個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての就業者をいい、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

※「財産所得」とは、金融資産や土地などを提供する見返りとして受け取る所得のことで、利子、法人企業の分配所得（配当等）、その他の投資所得及び賃貸料に分かれる。また、企業の営業余剰・混合所得の受取と支払を可除したものであり、税や社会保障等の経常移転による再分配前の所得を表している。

※「企業所得」とは、非金融法人企業、金融機関及び個人企業（家計に含まれる）の営業余剰・混合所得に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものであり、民間法人企業、公的企業、個人企業により分類される。